

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

新宮町の特産品や野菜・果物・スイーツ・出張キッチンカーからオリジナルハンドメイド商品や体験コーナーなど、買ったりを食べたり作ったり、その時々のお店によって雰囲気の変化なども楽しんでもらえたらと思います。

日時 1月13日(土)、27日(土)
午前9時30分～午後1時30分

場所 そぴあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋



マルシェ出店者を募集しています。ぜひお気軽に「新宮町おもてなし協会」へ問い合わせください。
※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ「新宮navi」をご確認ください。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)
午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

強引な点検商法に注意

事例

2日前に電気給湯器の点検に行くと電話があった。「明日はいない」と断ったのに翌日自宅に来た。「時間がない」と断ったが、「時間がかからない」と言って給湯器の点検を始めた。ホース漏れを指摘し、水道代がかかっているのではないかという。水道代は変わっていないと答えたが「このままでは大変なことになる。8万円で修理を受ける」という。「年金生活なので即答できない」と言ったが、引き下がらない。「見積もりも名刺を出さない人とは契約できない。水道に詳しい甥に相談する」と言って帰ってもらった。後でメーカーに相談したら、水漏れの実事はないことが分かった。

アドバイス

- ①事業者名や担当者名を名乗らない業者の勧誘に
応じてはいけません。
- ②点検は給湯器を設置した業者かメーカーに依頼
しましょう。
- ③訪問販売であれば、契約書を受け取ってから8日
以内はクーリングオフできます。
- ④ガス給湯器でも同様の強引な点検商法の事例が
報告されています。

【相談窓口】

- 消費者ホットライン「188(いやや!)」番
※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)